

第9章 第4章から第8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ 一体的推進に関する事項

9-1 市の推進体制(静岡市まちづくり推進本部)

(1) 概要

静岡市は、中心市街地活性化を推進する体制として、関連事業を所管する関係部局を統括する「静岡市まちづくり推進本部」(本部長：副市長 本部員：関係各部長等)をH19に設置している。これは、将来の都市構造を踏まえた静岡・清水両都心のまちづくりに係る計画(静岡市中心市街地活性化基本計画、静岡市都心地区まちづくり戦略(H22策定済))の策定段階における検討と、策定後の計画推進を図るものである。

そのうち特に、中心市街地活性化基本計画に係る調査・調整を行う「中心市街地活性化部会」(部会長：商工部長 部会員：関係各課長)、資料の収集・作成、関係施策の調整を行う「連絡会」(連絡会委員：関係各課長が指名した担当者)を、本部の下部組織として設置している。

【静岡市まちづくり推進本部員】

経済局及び都市局の事務を担当する副市長	財政局税務部長	経済局農林水産部長
経済局長	市民局次長	都市局都市計画部長
都市局長	観光交流文化局次長	都市局建築部長
総務局次長	環境局次長	建設局土木部長
総務局危機管理統括監	保健福祉局福祉部長	建設局道路部長
企画局次長	子ども未来局次長	上下水道局水道部長
財政局財政部長	経済局商工部長	上下水道局下水道部長

【中心市街地活性化部会員】

商工部長	スポーツ振興課長	市街地整備課長
行政管理課長	環境創造課長	清水駅周辺整備課長
危機管理総室長	福祉総務課長	緑地政策課長
企画課長	子ども未来課長	公園整備課長
財政課長	こども園課長	建築総務課長
税制課長	産業政策課長	土木管理課長
男女参画・多文化共生課長	産業振興課長	道路保全課長
生活安心安全課長	商業労政課長	警防課長
家康公四百年祭事業推進本部次長	清水港振興課長	水道総務課長
シティプロモーション課長	農業政策課長	下水道維持課長
観光交流課長	水産漁港課長	教育施設課長
歴史文化課長	都市計画課長	
文化振興課長	交通政策課長	

【連絡会員】 ※各課長が指名した担当者

行政管理課	環境創造課	清水駅周辺整備課
危機管理総室	福祉総務課	緑地政策課
企画課	子ども未来課	公園整備課
財政課	こども園課	建築総務課

税制課	産業政策課	建設政策課
男女参画・多文化共生課	産業振興課	土木管理課
生活安心安全課	商業労政課	道路計画課
家康公四百年祭事業 推進本部	清水港振興課	道路保全課
シティプロモーション課	農業政策課	警防課
観光交流課	水産漁港課	水道総務課
歴史文化課	都市計画課	下水道計画課
文化振興課	交通政策課	下水道維持課
スポーツ振興課	市街地整備課	教育施設課

(2) 開催状況

本計画策定に向け、(1)に記載した本部・部会・連絡会や、市の政策推進や都市経営に関して市長の意思決定を要する重要なものについて協議する「経営会議や」、市の重要施策の方向性を協議する「重要政策検討会議」、関係者会議等を次のとおり開催した。

- ① 平成25年度第15回重要政策検討会議（平成25年11月20日）
 - ・本計画策定方針について
- ② 第2期中心市街地活性化基本計画関係担当者会議（平成26年7月8日）
 - ・前計画（静岡地区・清水地区）最終フォローアップの内容について
 - ・本計画骨子案について
- ③ 平成26年度第17回重要政策検討会議（平成26年12月24日）
 - ・本計画策定及び内閣総理大臣認定申請方針について
- ④ 本計画策定に向けた関係課長・担当者会議（平成26年12月25日）
 - ・本計画骨子案について
 - ・本計画搭載候補事業案について
- ⑤ 第1回静岡市まちづくり推進本部中心市街地活性化部会・連絡会合同会議（平成27年4月24日）
 - ・本計画骨子案について
 - ・本計画搭載候補事業案について
- ⑥ 第2回静岡市まちづくり推進本部中心市街地活性化部会・連絡会合同会議（平成27年7月15日）
 - ・本計画案について
- ⑦ 第1回静岡市まちづくり推進本部（平成27年8月5日）
 - ・本計画案について
- ⑧ 第3回静岡市まちづくり推進本部中心市街地活性化部会・連絡会合同会議（平成27年10月16日）
 - ・本計画案について
- ⑨ 第2回静岡市まちづくり推進本部（平成27年11月2日）
 - ・本計画案について
- ⑩ 平成27年度第15回経営会議（平成27年12月16日）
 - ・本計画案について

9-2 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 概要

前計画策定にあたっては、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、2地区それぞれに「静岡市静岡中心市街地活性化協議会」「静岡市清水中心市街地活性化協議会」をH19に設置し、前計画の策定・推進・フォローアップ等を実施した。

本計画策定にあたっては、多様な主体が活発に議論を交わし、相互に連携し、共通の理念のもとに主体的・積極的な取り組みが行われるよう、2地区の中心市街地活性化協議会を発展的に再編し「静岡市中心市街地活性化検討協議会」（会長：静岡商工会議所専務理事）をH26に設置した。同協議会は、2地区それぞれを担当する委員を定め（2地区兼任有り）、地区ごと又は合同で会議を開催している。

【静岡市中心市街地活性化検討協議会委員（H27年7月1日現在）】※敬称略

区 分	担 当		団 体 ・ 事 業 所 名	役 職 名	氏 名
	静	清			
経済活力向上	○	○	静岡商工会議所	専務理事	熱川 裕 ※会長
都市機能向上	○	○	公益財団法人 静岡市まちづくり公社	常務理事	小長谷 淳 ※副会長
商業振興	○		静岡市中央商店街連合会	会 長	服部 功
	○		(株)大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店	店 長	小山 真人
	○		(株)静岡伊勢丹	代表取締役社長	雨宮 潔
		○	静岡市清水商店街連盟	会 長	佐藤 嘉洋
		○	(株)ドリームプラザ	代表取締役社長	大井 一郎
		○	清水河岸の市協同組合	代表理事	深澤 寿昭
交 通	○	○	静岡鉄道(株)	常務取締役	大杉 淳
港 湾		○	静岡県清水港管理局	局 長	藤浪 哲也
観 光	○	○	公益財団法人静岡観光コンベンション協会	専務理事	斎藤 誠
地域経済	○		静岡商工会議所シーズネットワーク	直前会長	宮城 展代
		○	静岡商工会議所青年部（OB会）	幹 事	大川 美代子
学識経験者	○	○	一般社団法人 IKIGAI プロジェクト	理 事	百瀬 伸夫
	○		国立大学法人静岡大学	学生支援センターキャリアサポート部門准教授	宇賀田 栄次
	○		学校法人常葉学園	常務理事兼事務局長	木宮 岳志
	○		常葉大学	法学部講師	小川 祐之
		○	横浜国立大学	地域実践教育研究センター准教授	志村 真紀
まちづくり主体	○		I Love しずおか協議会	幹事長	村松 重治
	○		御伝鷹まちづくり(株)	代表取締役	関川 清明
		○	企業組合コーデックス	代表理事	石崎 哲也
		○	静岡市清水文化会館マリナート	イグゼクティブマネージャー	若月 均
行 政	○	○	静岡市 経済局	経済局次長兼 商工部長	鈴木 俊之
	○	○	静岡市 都市局	都市局次長兼 都市計画部長	林 裕司

静岡市中心市街地活性化検討協議会 規約

(協議会の設置)

第 1 条 静岡商工会議所および公益財団法人静岡市まちづくり公社は、中心市街地の活性化に資するため、共同で中心市街地活性化検討協議会を設置する。

(名 称)

第 2 条 本会は「静岡市中心市街地活性化検討協議会」(以下、協議会という)と称する。

(目 的)

第 3 条 協議会は、静岡市が作成しようとする第2期静岡市中心市街地活性化基本計画(仮称)並びにその実施に関して必要な事項、そのほか中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活 動)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 第2期静岡市中心市街地活性化基本計画(仮称)の作成に関する意見集約および必要な事項についての提案
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換および情報交換
- (3) 中心市街地活性化に関する研修会、勉強会等の開催
- (4) 民間事業者が国の認定・支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項

(構成員)

第 5 条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 静岡商工会議所
 - (2) 公益財団法人静岡市まちづくり公社
 - (3) 静岡市
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(組 織)

第 6 条 協議会は、会長、副会長、委員および監事をもって組織する。

- 2 協議会の目的を達成するため、静岡地区、清水地区それぞれに検討協議会を設置する。
- 3 必要に応じて、幹事会やワーキンググループ等を設置することができる。

(委 員)

第 7 条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(役 員)

第 8 条 協議会に会長、副会長、監事を置き、委員の中から選任する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長および監事は会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は会計状況を監査する。
- 6 各地区別検討協議会の役員選任もこれに準ずる。

(任 期)

第 9 条 会長、副会長、委員および監事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 協議会の会議(以下、「会議」という)は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数を持ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

第11条 協議会の収入は、負担金、補助金およびその他の収入による。

2 協議会の支出は、会議費、調査費、通信費、事務費、そのほか運営に要する経費とする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、静岡商工会議所が処理する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附則

1 この規約は、平成26年7月23日から施行する。

2 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。

(2) 開催状況

本計画策定に向け、同協議会を次のとおり開催した。

- ① 平成26年度第1回静岡地区・清水地区合同会議（平成26年7月23日）
 - ・会長・副会長選任
 - ・前計画（静岡地区・清水地区）最終フォローアップの内容について
 - ・本計画骨子案について
- ② 平成26年度第2回清水地区会議（平成26年10月24日）
 - ・本計画骨子案について
- ③ 平成26年度第2回静岡地区会議（平成26年10月27日）
 - ・本計画骨子案について
- ④ 平成26年度第3回静岡地区・清水地区合同会議（平成26年12月18日）
 - ・本計画骨子案について
- ⑤ 平成26年度第4回静岡地区会議（平成27年1月28日）
 - ・本計画骨子案について
- ⑥ 平成26年度第4回清水地区会議（平成27年1月30日）
 - ・本計画骨子案について
- ⑦ 平成26年度第5回静岡地区・清水地区合同会議（平成27年3月18日）
 - ・本計画骨子案について
- ⑧ 平成27年度第1回静岡地区・清水地区合同会議（平成27年5月13日）
 - ・本計画案について
- ⑨ 平成27年度第2回静岡地区・清水地区合同会議（平成27年7月17日）
 - ・本計画案について
- ⑩ 平成27年度第3回静岡地区・清水地区合同会議（平成27年10月20日）
 - ・本計画案について
 - ・本計画案への意見について

本計画の策定後、計画の変更・推進等に向け、同協議会を次のとおり開催した。

- ⑪ 平成28年度第1回会議（平成28年6月8日）
 - ・役員の選任について
 - ・本年度事業計画について 等

- ⑫平成 28 年度第 2 回会議（平成 29 年 2 月 6 日）
 - ・計画の変更について
 - ・本年度事業中間報告について 等
- ⑬平成 28 年度第 1 回会議（平成 29 年 5 月 9 日）
 - ・平成 28 年度事業報告・収支決算について・平成 29 年度事業計画（案）・収支予算（案）について
- ⑭平成 29 年度第 2 回会議（平成 30 年 2 月 6 日）
 - ・中心市街地活性化基本計画の変更について 等
- ⑮平成 30 年度第 1 回会議（平成 30 年 5 月 9 日）
 - ・平成 29 年度事業報告・収支決算について・平成 30 年度事業計画（案）
 - ・収支予算（案）について
- ⑯平成 30 年度第 2 回会議（平成 31 年 2 月 6 日）
 - ・中心市街地活性化基本計画の変更について 等
- ⑰平成 31 年度第 1 回会議（平成 31 年 5 月 10 日）
 - ・平成 30 年度事業報告・収支決算について・平成 31 年度事業計画（案）・収支予算（案）について
- ⑱平成 31 年度意見聴取（令和元年 10 月）
 - ・中心市街地活性化基本計画の 11 月変更について
- ⑲令和元年度第 2 回会議（令和 2 年 2 月 7 日）
 - ・中心市街地活性化基本計画の変更について 等
- ⑳令和 2 年度第 1 回書面会議（令和 2 年 5 月）
 - ・令和元年度事業報告・収支決算について・令和 2 年度事業計画（案）・収支予算（案）について
- ㉑令和 2 年度第 2 回書面会議（令和 3 年 2 月）
 - ・次期中心市街地活性化基本計画の骨子案について・計画変更について 等

(3) 本計画に対する意見

静岡市は、同協議会から本計画に対する意見を、次のとおり受けた（平成27年10月29日付 静商中発第110号）。

① 意見要旨

「本計画は、2 地区の全般的活力が減退傾向にある状況の中で、同協議会委員から出された意見・要望等を踏まえつつ、各地区の特色・課題に応じた活性化の方向性が明確に示されている。本計画に基づく取り組みを実施することによって、静岡市中心市街地の活性化が着実に図られることが見込まれることから、本計画は適切であると判断する」

② 付帯事項要旨

- 「本計画の期間・区域にとどまらず取り組むべき大きな課題を踏まえた中長期的・広域的な視点を保持しつつ、本計画を推進すること」
- 「本計画の定期フォローアップ実施に際し、より実効性の高い施策・事業推進等を図るため、同協議会とも情報共有・連携を図ること」
- 「同協議会は、今後も静岡市中心市街地の活性化に尽力する。静岡市は、同協議会をはじめとした関係団体等との連携を密にし、中心市街地・市全域の発展に向けた施策推進を図ること」

【本計画に対する静岡市中心市街地活性化検討協議会からの意見書】

静 商 中 発 第 1 1 0 号
平成 2 7 年 1 0 月 2 9 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市中心市街地活性化検討協議会
会 長 熱 川 裕



『第2期静岡市中心市街地活性化基本計画（案）』に対する意見書

「中心市街地の活性化に関する法律」第15条第9項の規定に基づき、『第2期静岡市中心市街地活性化基本計画（案）』に対する意見を、下記のとおり申し上げます。

記

- 1 平成27年7月17日に開催した「平成27年度第2回静岡市中心市街地活性化検討協議会<全体会議>」において、静岡市から提示された「第2期静岡市中心市街地活性化基本計画（案）」は本市中心市街地（静岡地区・清水地区）の全般的活力が減退傾向にある状況の中でこれまでに本協議会委員から出された意見・要望等を踏まえつつ、各地区の特色・課題に応じた活性化の方向性が明確に示されていると認められます。
本計画（案）に基づく取り組みを実施することによって、本市中心市街地の活性化が着実に図られることが見込まれることから、本計画（案）は適切であると判断いたします。
- 2 本計画（案）の推進にあたり特に配慮すべき事項について、次の3点を付帯事項として申し添えます。
 - (1) 計画期間内に達成を目指すべき2つの目標はもとより、本計画（案）1-5-(3)-②「中長期的な課題」で示されているとおり「このまちを愛し・誇り・語る『静岡人』を根付かせること」や「グローバルニッチトップの推進」「老朽化した建築物更新による街区の作り替え」、また「インバウンドの推進」や「三保松原をはじめとした周辺部との連携」等、本計画（案）の期間・区域にとどまらず取り組むべき大きな課題も存在しています。それらの課題を踏まえた中長期的・広域的な視点も保持しつつ、本計画（案）の推進を図るよう願います。
 - (2) 本計画（案）3-3「数値指標」記載のとおり今後静岡市が本計画の進捗状況のフォローアップを定期的実施するところですが、本市中心市街地の活性化に向け、より実効性の高い施策・事業推進等を図るため、本協議会とも情報共有・連携を図った上で同フォローアップを実施し、必要な計画変更や事業の追加・修正等を適宜実施するよう願います。
 - (3) 本協議会は、今後も引き続き本市中心市街地活性化に向け尽力する所存です。静岡市におかれましても、本協議会をはじめとした関係団体や民間企業等との連携を密にし、本市中心市街地の活性化、さらには市全域の発展に向けた施策推進を図るよう願います。

以上

9-3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等(中心市街地活性化に向けた地域ぐるみの取り組み)

中心市街地活性化の実現を図るためには、計画策定段階から事業実施に至る全体の過程において、市民・事業者等様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組むことが重要である。その一環として、次の取り組みを実施した。

(1) 計画案への市民参画

① パブリックコメントの実施

概要：本計画案に対する市民意見を聴取（静岡市市民参画の推進に関する条例・同施行規則に基づき実施）

実施期間：平成27年9月1日～10月1日

提出意見：38件

提出意見への対応内容 ※表中(1)～(3)内の各意見の登載は受理順による

No.	意見要旨	対応
(1) 計画骨子・体系について		
1	持続可能なまちづくりを推進すべき。地産地消、資源回収とリサイクル、自然エネルギー推進などに取り組むべき。	本計画案においては、ご意見のように、持続可能で住みやすいまちづくりを推進します。ご意見にある各種取り組みについては、市全域を対象とした各分野施策との調整を図りつつ、参考とさせていただきます。
2	①まちなか居住推進のターゲットは？そのライフスタイルに合うような施策推進をすべき。 ②必ずしも中心市街地区域内でなくとも、例えば徒歩15分圏域等を設定し、居住者増加を図るべき。	①明確なターゲットは定めていませんが、本市全体の人口減少や高齢化、中心市街地区域内の単身世帯化等を鑑みた施策推進を要すると考えます。 ②本計画案においては、区域を定めた上で、まちなか居住者の増加を図りますが、中心市街地活性化を推進し生活利便性を高めることで、ご意見のように、中心市街地隣接地や市内周辺部における居住者の増加が図られる効果も促します。
3	①政令市に移行すれば、事業所が増加すると聞いていたが、実際には減少している。政令市となり事業所は増加したが、それ以上に減少数が多かったのか？それらが廃業・移転した理由は？ ②リニア新幹線が整備されれば、大都市圏が形成される。静岡市は大都市に奉公し、背伸びをした街ではなく、持続可能で住みやすい街を目指すべきである。	①政令市移行に起因する事業所の増加数や、廃業・移転理由は把握しておりません。 ②本計画案においては、ご意見のように、目指し得る実現可能な目標設定をした上で、持続可能で住みやすいまちづくりを推進します。
4	ネット通販が更に普及する新たな時代に対する計画としては、パワー・戦略不足である。民間活力を引き出す活性化手法や、よりダイナミックな人材開発、静岡でしか出来ない新たな商業環境を勃興させるまちづくりの手法等が望まれる。	本計画案においては、民間活力、既存の都市ストック、新たな機会等を最大限に活用することを前提としていますが、案にはその旨を記載しておりませんでした。改めてその旨を本文「1-6 中心市街地活性化に向けた基本方針」の前文に明記します。また、人材開発や商業再興に向け、静岡地区・清水地区ともに、「今日～未来のまちを担う人材・団体の活躍」や「特徴ある商業空間の形成」を中軸施策と位置付け、重点的に推進するところです。

5	①コンパクトシティ推進はすばらしい施策であり、今後も継続すべき。 ②東静岡の市有地は、若者の集客を図る場として活用すべき。	①本計画案においては、「コンパクトシティの実現」の推進を図ります。 ②東静岡における施策推進・個別事業の内容は、本計画の対象ではありません。
6	清水区民はドリブラにも行くが、電車の便が良いため、静岡地区に行くことも多く、客が清水地区から流出していると懸念される。	本計画においては、静岡地区・清水地区それぞれの特色に応じた活性化を推進し、連携を図ることで、2地区間の双方向の往来を促進します。
7	計画案は、もう少しシンプルでも良い。目玉施策をピックアップし前面に出す等、印象を与える工夫をすべき。	本計画案は、内閣府のマニュアルに基づき作成しています。多岐にわたる施策のうち、特に重要なものを「中軸施策」と位置付け、重点的な取り組みを明確化しています。また、計画策定後、重点事業等を記載した概要版パンフレットを作成する予定です。
8	2つの地区の活性化を推進するには、各地区の繋がりが大切である。	本計画案においては、静岡地区・清水地区を一体の区域と捉え、各地区の特色に応じた役割分担を図った上で、連携を推進します。

(2) 個別施策・事業について		
9	静岡地区の主要各所で地場産品を扱う青空市を定期開催し、三保松原や久能山東照宮等を巡るバスツアーに組み込んでもらってはどうか。	本計画案においては、静岡地区において「特徴ある商業空間の形成」を重点的に推進し、また、隣接する観光地等との連携も図ります。ご意見の事業につきましては、参考とさせていただきます。
10	清水地区の隣接地で整備が検討されている火力発電所は、環境やにぎわい創出に影響を与えかねない。観光機能の強化を図るのであれば、火力発電所の位置はもっと北側とすべき。	当該事業者に対し、環境アセスメント調査等に基づく適切な対応を図るようお願いをしているところです。
11	西友清水店跡に何ができるか大変関心がある。桜ヶ丘病院が移転すれば、毎日多くの患者・お見舞いの人が来街し、まちなか居住者も便利となる。	本計画案においては、医療を含めた様々な都市機能を中心市街地に集積する「コンパクトシティの実現」を推進します。一般的に、総合病院が中心市街地にあることは、にぎわい創出において有利であると言われており、ご意見のとおりとなれば、その効果が期待されます。該当地は民間の土地であり、参考とさせていただきます。
12	①中心市街地の徒歩回遊を推進すれば、車の流れが変わる。その影響を鑑み、全市的な交通体系の見直しを要する。バスや電車の路線延長も要するのではないか。 ②中心市街地の魅力が高まると、車の流入が増え、交通渋滞・駐車場問題が生じるため注意を要する。	①参考とさせていただきます。 ②本計画案においては、誰もが「らくらく」と来街・回遊できる環境の整備を目標としており、その一環としてマイカーによる来街環境の整備も図ります。
13	静岡地区の建物の老朽化が進展しており、震災等への備えを要する。	本計画案においては、中長期的課題である「街区の作り替え」を見据えた上で、中心市街地の街並み・建物については、「防災・安全」とあわせ「都市的機能」「景観」「憩い」など、様々な観点を一体的に踏まえ、将来のあり方を官民関係者で検討・共有し、市街地の更新など適切な対応策を進めていきたいと考えています。
14	中心市街地はコンビニやドラッグストアばかりになった。個性的な店がたくさん欲しい。	本計画案においては、静岡地区・清水地区ともに「特色ある商業空間の形成」を重点的に推進します。
15	車いす利用者です。中心市街地は	本計画案においては、誰もが「らくらく」と移動・

	バリアフリー化がされておらず、自転車も多く止まっているため行きにくいので改善して欲しい。	回遊できる環境の整備を目標としており、その一環としてバリアフリー環境の推進を図ります。
16	交流人口の受皿となる宿泊施設を整備すべき。清水駅周辺で、まちなか居住者の日常生活を支える商業施設を整備すべき。	本計画案においては、清水地区では「観光」を重点機能と位置付け、その充足を重点的に推進します。また、「清水の特徴ある商業空間の形成」を中軸施策と位置付け、観光商業の充実に加え、日常的買物環境の再生を図ります。特に清水駅周辺の大規模小売店舗（西友清水店）跡においては、地域からはスーパーマーケットの出店を希望する声があります。同跡において大型商業施設の整備が計画された場合には、「大規模小売店舗立地法の特例区域（手続きの簡素化）の指定」を適用し、民間事業者による商業振興・にぎわい創出を支援します。
17	七間町の映画館群がセノバに移転し、便利にはなったが、昔は良く行っていた七間町に行かなくなってしまった。	七間町エリアにおいては、従前の映画鑑賞以外の来街機会創出に向け、商業店舗・保育園・マンションを備えた静岡七間町地区優良建築物等整備事業や、市上下水道局の移転、静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター、鈴木学園中央調理製菓専門学校等の整備に加え、公共空地を活用したソフト事業等を実施します。
18	パルコ・109 周辺の駐輪禁止区域に自転車が多数駐輪されている。利用者マナーに問題もあるが、近くに駐輪場が無いことも原因と思われる、近隣に駐輪場を整備すべき。	本計画案においては、「徒歩・自転車での回遊性の向上」を重点的に推進します。ご意見の事業につきましては、参考とさせていただきます。
19	各公共交通の最終便の時間を遅らせれば、来街者の滞在時間が伸び、その分お金を使ってくれるのではないか。その実施可能性を、各交通事業者と協議すべき。	本計画案においては、来街者の滞在時間の延伸を目指し、特に清水地区においては数値指標として設定しています。ご意見の取り組みにつきましては、参考とさせていただきます。
20	清水港ウォーターフロントを開発することで、周辺海域等環境への悪影響が懸念される。環境保全についても記載すべき。	本計画案においては、清水港ウォーターフロントにおけるにぎわい創出や回遊性向上等を推進しますが、環境面への配慮を念頭に港湾管理者等と連携し実施します。
21	清水駅と、観光拠点であるドリブラ等が離れており、その間を安い料金で移動できる交通手段が必要ではないか。	本計画案においては、誰もが「らくらく」と移動・回遊できる環境の整備を目標としており、その一環として公共交通の充実を図ります。ご意見にある区間は、エスパルスドリームプラザの無料シャトルバスが運行しており、本計画案でも同事業の実施を推進しています。
22	駿府城公園で「安倍川もち」を売ってはどうか。静岡駅から久能山東照宮へシャトルバスを出してはどうか。	本計画案においては、静岡地区において「特徴ある商業空間の形成」を重点的に推進し、また、隣接する観光地等との連携も図ります。ご意見の事業につきましては、参考とさせていただきます。
23	中心市街地には125cc以上のバイクを止められる場所が少ない。	本計画案においては、誰もが「らくらく」と移動・回遊できる環境の整備を目標としており、あらゆる交通手段による来街のしやすさの向上を目指します。
24	駐輪場の位置や空き情報を発信する事業を実施すべき。	本計画案においては、「徒歩・自転車での回遊性の向上」を重点的に推進します。ご意見の事業につきましては、参考とさせていただきます。
25	歴史文化施設を整備する必要性を感じない。既存の遺産を保護すれば足りる。活性化を推進するならば、	本市第3次総合計画では、目指す都市像として「歴史文化のまち」の実現を掲げています。そのために、市の歴史的・文化的資源を将来にわたり保存・伝承す

	大型商業施設の整備や、中華街・電気街などの整備を図った方が良い。	るとともに、魅力を市内外に発信し、歴史観光を促進する拠点施設となる歴史文化施設の整備等を実施します。ご意見の取り組みにつきましては、参考とさせていただきます。
26	伝統ある鷹匠町のにぎわいが減退傾向にある。伝統を守りながら、いかに活性化を推進するかが課題である。	本計画案においては、静岡地区では「家康公が築いた歴史文化の活用」を重点的に推進します。鷹匠町においては、家康公が育んだ伝統を活かしつつ、地域のまちづくり団体（御伝鷹まちづくり株式会社）等による新たな事業を推進し、エリアの特色に応じたにぎわい創出を図ります。
27	桜の名所づくり事業について。まちなかで花見ができ、イベント等が開催されれば、様々な年齢層の人が集まるだろう。	駿府城公園及び周辺部に桜を1,000本植えることを目標とした同事業を実施し、地域のにぎわい創出を図ります。
28	清水地区は地域資源活用を柱としているが、清水次郎長は市民もあまり知らない。地元のことは近過ぎて見落としがちのため、まずは市民に向けた事業を実施すべき。	本計画案においては、清水地区では「清水のタカラ・チカラ（地域資源）の活用」を重点的に推進し、その一環として清水次郎長を活用したにぎわい創出も推進します。市外へのPRのみならず、市民の皆さんへの周知も図ります。
29	静岡地区・清水地区を区切らず、双方で集客を図る仕組みが必要では。2地区を往来して運動できるようなイベントが良い。	本計画案においては、静岡地区・清水地区を一体の区域と捉え、各地区の特色に応じた役割分担し、連携を図ることで、2地区間の双方向の往来を促進します。ご意見の事業につきましては、参考とさせていただきます。
30	駐輪場が利用しづらい。特に追手町駐輪場はわかりづらく、暗い。短時間利用者のための無料駐輪場や、24時間営業の駐輪場が欲しい。駐輪場マップ等を作成し、駐輪場の利用を促進し、路上駐輪を減少させるべき。	本計画案においては、「徒歩・自転車での回遊性の向上」を重点的に推進するところです。ご意見の事業につきましては、参考とさせていただきます。
31	マイカーでの来街がしづらい。駐車場が不便で、料金が安い。自由に使える駐車場があれば、多くの年代の人が気軽に買い物に来ることができ、活性化に繋がる。	本計画案においては、誰もが「らくらく」と移動・回遊できる環境の整備を目標としており、その一環としてマイカーによる来街環境の向上も図ります。ご意見の事業につきましては、参考とさせていただきます。
32	レンタサイクル事業は便利で良いが、まずは道路整備を図るべき。	本計画案においては、「徒歩・自転車での回遊性の向上」を重点的に推進するところです。ご意見のように、自転車走行空間ネットワークの整備等の事業を実施します。
33	家康公400年事業は、若い世代にはピンと来ない。何をやっているのかわからない。	本計画案においては、静岡地区では「家康公が築いた歴史文化の活用」を重点的に推進します。ご意見については、参考とさせていただきます。
34	映画館群が撤退し、活力が減退している七間町において、地域有志によるにぎわい活動や、商業店舗・保育園・マンションを備えた静岡七間町地区優良建築物等整備事業等の整備が実施される。これらが着実に実施されるよう、計画の遂行をお願いしたい。	ご意見の事業実施を含め、本計画案を着実に策定・遂行し、静岡地区・清水地区中心市街地の活性化を推進します。
(3) その他		
35	市の庁内関係会議が組織されている	参考とさせていただきます。

	るが、形だけでなく、関係課は全力で取り組んで欲しい。	
36	本計画案で初めて、中心市街地の取り組みを知った。それらを知る機会があると嬉しい。	中心市街地活性化を含め、市政に関する情報は、市政情報コーナーや市政出前講座等で閲覧・確認いただけます。
37	静岡県の人口が減少傾向にある中、静岡市のにぎわいが創出されれば、県全体の人口も増えると思われ、期待している。	参考とさせていただきます。
38	清水地区の前計画で整備した事業を1つしか知らなかった。新しい施設が整備されたことが周知されれば、もっと利用者が増えるはずでは。	参考とさせていただきます。

(2) 市民ニーズ・ウォンツの把握

① 平成25年度静岡市市民意識調査

概要：中心市街地に対する評価・利用状況等、市民意識の基本的な内容を確認するための調査

実施主体：静岡市広報課

実施期間：平成25年7月1日～22日

調査対象：20歳以上の市民5,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送調査

回答状況：2,090人回答（回答率41.8%）

② 静岡市中心市街地に関するアンケート調査

概要：中心市街地に求められる機能・細かな利用状況、市民意識のより詳細な内容を確認するための調査

実施主体：静岡市商業労政課

実施期間：平成25年10月4日～18日

調査対象：18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送調査

回答状況：988人回答（回答率32.9%）

③ 都心にぎわいヒアリング会

概要：本計画策定に向け、自由な希望・意見・相談を受ける市民・事業者向けの個別ヒアリング会の開催（静岡地区、清水地区それぞれ開催）

【静岡地区】

開催日：平成27年1月19日（月）19時～21時

会場：MIRAI Eリアン会議室1・2

参加者：2組

【清水地区】

開催日：平成27年1月23日（金）19時～21時

会場：静岡市清水産業・情報プラザ研修室2

参加者：3組

(3) 啓発活動

① 講演会の開催

概 要：本計画策定に向け、特に商業機能に着目したまちづくりに関する講演会の開催（静岡地区、清水地区それぞれ開催）

テーマ：「商業の視点からのまちづくり」

講 師：一般社団法人 I K I G A I プロジェクト理事 百瀬伸夫氏

【静岡地区】

開催日：平成27年1月15日（木）19時～21時

会 場：M I R A I E リアン会議室1・2

参加者：市民・事業者等約40名

【清水地区】

開催日：平成27年1月21日（水）19時～21時

会 場：静岡市清水産業・情報プラザ研修室1・2

参加者：市民・事業者等約30名

② 勉強会の開催

概 要：本計画策定及び各種事業の推進に向け、H26に改正された「中心市街地の活性化に関する法律」について、中活協委員や地域の事業主体等の理解を深める

テーマ：「中心市街地活性化による地方創生」

講 師：内閣府地域活性化推進室 参事官補佐 横田清泰氏

開催日：平成26年12月18日（木）13時45分～15時

会 場：静岡商工会議所静岡事務所会議室

参加者：中心市街地活性化検討協議会委員、商店街関係者、事業者等約50名